

天童市新型インフルエンザ等対策行動計画
(案)

令和 8 年 月

天童市

目次

第1章 計画の基本的事項	
第1 背景	1
第2 市行動計画改定の目的	
1 目的	2
2 市行動計画が対象とする感染症	2
第3 新型インフルエンザ等対策に関する基本的事項	
1 有事におけるシナリオと発生段階ごとの対応	3
2 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	5
3 対策項目	8
第4 危機管理体制	
1 危機管理体制の確立	11
2 関係機関の役割	14
第2章 各対策項目の考え方及び取組	
第1 実施体制	
1 準備期	16
2 初動期	17
3 対応期	17
第2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	
1 準備期	19
2 初動期	20
3 対応期	21
第3 まん延防止	
1 準備期	23
2 初動期	24
3 対応期	25
第4 ワクチン	
1 準備期	27
2 初動期	31
3 対応期	34
第5 保健	
1 準備期	38
2 初動期	38
3 対応期	38

第6 物資	
1 準備期	39
2 初動期	39
3 対応期	39
第7 市民生活及び市民経済の安定の確保	
1 準備期	40
2 初動期	41
3 対応期	42
用語解説	45

第1章 計画の基本事項

第1 背景

グローバル化により世界各国との往来が飛躍的に拡大している昨今、未知のウイルス等のリスクのある動物との接触機会の拡大など、未知の感染症との接点が増大しています。各国との往来が便利になった一方で、未知の感染症が発生した場合には、短い期間のうちに世界中に拡散するおそれも大きくなっています。

これまでも重症急性呼吸器症候群(SARS)やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年(2020年)以降、新型コロナウイルス感染症が数年間にわたり世界的な大流行(パンデミック)を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっています。

世界がこのような感染症等の発生のおそれ引き続き直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要があります。新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能です。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要となります。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらされることが懸念されています。

【新型コロナウイルス感染症対応の経過】

令和2年(2020年)1月に国内で初めて感染者が確認され、本市では同年2月3日に第1回庁内連絡会議を開催し、情報の共有を行いました。その後、同年2月26日に天童市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、令和5年(2023年)5月8日に対策本部を廃止するまで、61回の本部員会議を開催し対応にあたりました。

また、ワクチン接種について、医師会をはじめとする関係機関の協力を得て、医療機関での個別接種と集団接種を併用した接種体制を構築し、令和3年(2021年)5月から接種を開始しました。集団接種会場については、令和5年(2023年)1月まで継続して運営し、その後は個別接種のみの対応となりました。

令和5年(2023年)5月8日に、感染症法上5類感染症に位置付けが変更されるまで、県内での感染の波は第8波を数えました。これまでに経験のない事態に、市民生活への影響を最小化するべく全庁を挙げて対応に取り組み、乗り越えてきました。

第2 市行動計画改定の目的

本市の行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)第6条に基づき政府が策定する新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)及び同法第7条に基づき山形県が策定する山形県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)との整合性を図りながら、事前の対策からパンデミックとなった場合にとるべき対応策を定めるため、同法第8条に基づき策定するものです。

なお、市行動計画は、国及び県が行動計画の変更を行った場合には適切に修正を行っていくこととします。

1 目的

新型インフルエンザをはじめ、市民の生活や健康に大きな影響を及ぼす感染症について、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるように、対策の充実や対応力の強化等を図ることとします。

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ・ 市民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ・ 対策にあたっての基本的な人権の尊重

新型コロナ対応の経験や明らかになった課題を踏まえ、これらの目標を実現できるよう、「天童市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)を全面的に改定するものです。

2 市行動計画が対象とする感染症

市行動計画の対象とする感染症は、以下に掲げるとおりです。

- ・ 新型インフルエンザ等感染症(感染症法第6条第7項に規定する感染症)(以下「新型インフルエンザ等」という。)
- ・ 指定感染症(感染症法第6条第8項に規定する指定感染症で、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- ・ 新感染症(感染症法第6条第9項に規定する新感染症等で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

第3 新型インフルエンザ等対策に関する基本的事項

新型インフルエンザ等対策を実施するにあたっては、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していくことが必要です。これまでの新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験等を踏まえ、市行動計画では、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえて、様々な状況で対応できるよう、対策を示すものです。その上で、市においては新型インフルエンザ等の発生前から流行が終息するまでの状況に応じて、一連の流れを持った対策を実施します。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を選択し決定します。

1 有事におけるシナリオと発生段階ごとの対応

(1) 有事のシナリオの考え方

新型インフルエンザ等への対応は、発生の状況に応じて対策を講ずる必要があることから、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応するため、以下のアからエまでの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定します。

ア 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮します。

イ 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とします。

ウ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、国が示す指針等も踏まえ、適切なタイミングで、対策を切り替えることを基本とします。

エ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや、対策の長期化の場合も織り込んだ想定とします。

(2) 発生段階ごとの対応

有事のシナリオを踏まえ、新型インフルエンザ等への対策は、発生段階に準じて、「準備期」、「初動期」及び「対応期」の3段階に分け、状態に応じた対策を実施します。

ア 準備期

新型インフルエンザ等が未発生の段階においては、市民に対する日頃からの啓発やデジタル・トランスフォーメーション(以下「DX」という。)の推進や人材育成、実践的な訓練の実施による体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要です。

イ 初動期

初動期は、国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の初発事例が確認された段階をいいます。

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)に関する情報収集に努めるとともに、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応します。

ウ 対応期

国内で新型インフルエンザ等の発生がみられた段階である対応期については、以下の(ア)から(エ)までの4つの時期に区分します。

- (ア)封じ込めを念頭に対応する時期
- (イ)病原体の性状等に応じて対応する時期
- (ウ)ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- (エ)特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

(ア)封じ込めを念頭に対応する時期

国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応します。(この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意し

ます)。病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講じます。

また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととします。

(イ) 病原体の性状等に応じて対応する時期

感染が拡大し、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等に応じて対応する時期では、県や保健所等と相互に連携し、市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があります。

感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)を抑制できるよう、感染拡大の防止策を検討します。

(ウ) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替えます。

この場合、病原体の変異により対策を再度強化させる必要が生じる可能性も考慮する必要があります。

(エ) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行します。

2 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、特措法その他の法令及び行動計画等に基づき、県等の関係機関と連携協力し、新型インフルエンザ等の対策の的確かつ迅速な実施に努めます。

(1) 平時からの備えの充実

感染症危機への対応には、平時からの体制作りが重要です。このため、以下の取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立するとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行います。

ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備

将来に起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行います。

イ 初発の感染事例の探知能力の向上と初動の体制整備

初動対応については、新型インフルエンザ等が国内や県内、市内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、速やかに初動対応に動き出せるよう、体制整備を進めます。

ウ 関係者・市民への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は起こり得るものであるとの認識を、広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行います。

エ ワクチンの接種体制、リスクコミュニケーション等の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進めます。

オ 国及び県との連携等のためのDXの推進や人材育成等

国及び県等との連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、人材育成の取組を進めます。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の実施

対策に当たっては、適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要です。

このため、次の取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じます。

ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の実施

国では感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価の仕組みを構築することとしています。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、市ではこうしたリスク評価に基づき対策を実施する際には、市民に分かりやすく示します。

イ 医療提供体制と感染拡大防止措置

有事には、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要です。

国が示すリスク評価等に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講じることになります。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する必要があります。

ウ 状況の変化に応じた柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応します。

エ 市民の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要です。平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ、様々な場面において普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要です。

こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにします。特に国及び県がまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民や事業者等の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明するよう努めます。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施により、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとし、

対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものです。これらの偏見・差別は、患者の受診行動や、感染拡大の抑制の妨げとなる可能性があります。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点からも、防止すべき課題です。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する必要があります。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組みます。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意します。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

天童市新型インフルエンザ等対策本部は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

市は、特に必要があると認めるときは、県に対し、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を要請します。

(6) 高齢者施設や障がい者施設等における対応

感染症危機における集団感染のリスクが高い高齢者施設や障がい者施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行います。

(7) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等や、県と連携し、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えます。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行います。

(8) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表します。

3 対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に

及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための具体的な対策を定めています。それぞれの対策について以下の7項目による柱建てを基本として、各項目の具体的な対応策を示します。

(1) 実施体制

感染症危機は、市民の生命及び健康や市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、市全体の危機管理の問題として取り組む必要があります。市、県、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、対策を講じていくことが重要です。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要があります。

新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備を基に、市が設置する対策本部を中心に、状況に応じた的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあります。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があります。その時点で国が示す科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民、医療機関、事業者等との間で、リスクに関する情報やその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。

このため、市は、平時から市民の感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、各種相談窓口をはじめとした体制整備や取組を進めます。

(3) まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とします。

県による適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じ、まん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることが重要です。特に有効な治療薬がな

い場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策です。

(4) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

そのため、市は、医療機関等とともに平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておくとともに、有事における接種に当たっても、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行います。

(5) 保健

新型インフルエンザ等が発生した際、市は、市民の生命及び健康を保護する必要があります。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要です。

市は、平時から情報収集体制や人員体制の構築等、優先的に取り組むべき業務の整理等の体制整備に取り組みます。

(6) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれます。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要です。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。このため市及び県は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、平時から、市民等に対し、必要な準備を行うことを勧奨します。

市は、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行います。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努めます。

第4 危機管理体制

1 危機管理体制の確立

(1) 新型インフルエンザ等対策本部等の設置

市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、「天童市新型インフルエンザ等対策本部(本部長:市長)」(以下「市対策本部」という。)を設置し、「天童市対策本部会議(議長:市長)」(以下「本部会議」という。)で全庁的な対応を行います。

【本市対策本部等の体制】

市対策本部の体制	市対策本部会議の体制
【本部長】 市長 【副本部長】 副市長 【本部員】 教育長、総務部長、 健康福祉部長、市民部長、 経済部長、建設部長、 地方創生推進監、 天童市民病院事務局長、 教育次長、議会事務局長、 消防長、 危機管理監	【議長】 市長 【副議長】 副市長 【構成員】 教育長、総務部長、 健康福祉部長、市民部長、 経済部長、建設部長、 地方創生推進監、 天童市民病院事務局長、 教育次長、議会事務局長、 消防長、 危機管理監 その他本部長が必要と認める者
【事務局】 危機管理室、健康課	

(本市対策本部等の体制の職名については、令和8年度の職名で記載しています。)

- ① 本部長は、市対策本部の事務を総理し、市対策本部を代表します。
- ② 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理します。
- ③ 本部長は、必要に応じて市対策本部会議を招集し、本部会議の議長となります。
- ④ 本部長は、必要があると認めたときは、市対策本部会議に本部員以外の者の出席を求めることができます。
- ⑤ 市対策本部の庶務は、総務部危機管理室及び健康福祉部健康課において処理します。ただし、本部長が必要と認めるときは、関係する課等を加えることができます。

ア 市対策本部は、県対策本部が設置された時点で設置するものとします。

イ 市対策本部には、次の対策班を置きます。

部等	班名	主な業務
総務部	本部運営班 (危機管理室、健康課、関係課)	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の設置運営 ・県、他市町、関係機関との連絡調整 ・各対応班との連絡調整、対策の総合調整 ・市対策本部の決定事項の伝達 ・必要物資の調達
	職員動員班 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の罹患状況の把握及び応援職員の動員確保調整 ・ワクチン接種対応職員の選定・ワクチン接種班の編成 ・議会対応
	財政・車両班 (財政課)	<ul style="list-style-type: none"> ・予算執行 ・車両の確保・運行統制等
	広報・広聴班 (市長公室、関係課)	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関への情報供給(記者会見、プレスリリース等) ・市民に対する広報・啓発(巡回広報、ホームページ・SNS等による情報発信) ・総合相談窓口の設置運営(各課に専門窓口)
健康福祉部	感染予防対策班 (健康課、こども家庭センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所と連携した発生状況の把握、保健・医療情報の提供 ・感染拡大防止策の検討 ・ワクチン接種の支援
	医療調整班 (健康課)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民病院、医師会・薬剤師会等との連絡調整・要請等 ・ワクチン接種の支援
	福祉施設等対応班 (社会福祉課、保険給付課、子育て支援課)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設、児童福祉施設等との連絡調整・要請等 ・高齢者、障がい者世帯等に対する支援
市民部	環境保全班 (生活環境課)	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な埋火葬のための体制整備・情報提供
	文化スポーツ班 (文化スポーツ課)	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化団体、スポーツ関係団体及び関連施設等への連絡調整・要請等
経済部	物資経済班 (経済部)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活関連物資の調達・輸送
	商工観光班 (商工観光課、産業立地室)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所等との連絡調整・要請等 ・市内経済への影響の把握 ・観光施設等への連絡調整・要請等 ・観光業への影響の把握
建設部	交通対応班 (建設課)	<ul style="list-style-type: none"> ・市に対し交通情報(道路・鉄道・空港)の提供 ・市内交通関係機関へ情報提供(要請等含む)

市民病院	感染対策班(仮称)	・医療体制の確保 ・入院病床の確保
消防本部	救急班(仮称)	・救急患者及び新型インフルエンザ等患者の搬送 ・搬送に係る医療機関、保健所との連携
教育委員会	学校公民館対応班	・学校、公民館、文化施設等との連絡調整・要請等
その他	特命班 (担当:別示)	・移送体制の整備 ・自宅療養者への支援体制の整備

各対策班の主な担当課等については次のとおりとします。

- ・本部運営班 : 危機管理室、健康課、関係課
- ・職員動員班 : 総務課
- ・財政・車両班 : 財政課
- ・広報・広聴班 : 市長公室、関係課
- ・感染予防対策班 : 健康課、こども家庭センター
- ・医療調整班 : 健康課
- ・福祉施設等対応班 : 社会福祉課、保険給付課、子育て支援課
- ・環境保全班 : 生活環境課
- ・文化スポーツ班 : 文化スポーツ課
- ・物資経済班 : 経済部の関係課
- ・商工観光班 : 商工観光課、産業立地室
- ・交通対応班 : 建設課
- ・感染対策班(仮称) : 市民病院
- ・救急班(仮称) : 消防署
- ・学校公民館対応班 : 教育総務課、学校教育課、生涯学習課
- ・特命班 : (担当:別示)

※対策班としての役割ない課等については、状況に応じて職員等動員班が動員します。(対策班の主な担当課名等については、令和8年度の課名等で記載しています。)

(2) 新型インフルエンザ等の発生に備えた危機管理体制

新型インフルエンザ等発生前においては、必要に応じ、「天童市新型インフルエンザ等対策連絡本部会議(本部長:副市長)」を開催し、情報の収集・提供、発生防止策の徹底、準備状況の把握・確認など、発生に備えた対応を行います。

(3) 関係機関との連携

- ア 市は、県、医師会、医療機関、薬剤師会等関係機関・団体等と連携を図り、発生に備えた対策を推進します。
- イ 関係部局は密接に関係団体と連携し協力を要請するなど対策の推進を図ります。

2 関係機関の役割

(1) 県

ア 県庁

- ・ 県対策本部の設置等、対策の総合調整
- ・ 報道監の設置等、報道機関に対する情報提供
- ・ 医療体制に関する調整・整備、臨時の医療施設開設
- ・ 民間検査機関等も含めた全県の検査体制の整備
- ・ 移送体制の整備
- ・ 県民向け相談窓口(コールセンター)の開設
- ・ 宿泊療養施設の開設
- ・ 自宅療養者への支援体制の整備
- ・ 学校、事業所、社会福祉施設等との連絡調整
- ・ 集客施設、教育関係施設、公共機関等との連絡調整
- ・ 政府、各都道府県等との連絡調整
- ・ 県民への情報提供及び県民からの相談への対応
- ・ サーベイランスを通じて得られる感染情報の収集分析、その他情報の収集発信
- ・ 県民や関係機関等とのリスクコミュニケーション
- ・ DXの推進
- ・ 必要物資の調達
- ・ 予防接種への協力支援

イ 総合支庁

- ・ 対策支部の設置等、管内における新型インフルエンザ等対策の総合調整
- ・ 管内の市町村及び関係機関・団体等との連絡調整
- ・ 県民からの生活相談・渡航相談への対応及び情報提供
- ・ 感染拡大時における保健所体制への支援協力

ウ 保健所

- ・ 地域住民からの健康相談等への対応及び情報提供
- ・ 医療体制に関する調整
- ・ 患者発生時における積極的疫学調査、患者の接触者・家族への対応、まん

延防止対策

- ・ 感染症法に基づく入院勧告に関する対応
 - ・ 移送・搬送にかかる調整
 - ・ 施設等における集団感染時の対応
 - ・ 自宅療養者・宿泊療養者・施設療養者の療養支援
 - ・ 管内の市町村及び関係機関・団体との連絡調整
 - ・ サーベイランスを通じて得られる感染情報の収集、その他情報の収集発信
- エ 衛生研究所
- ・ 検査体制整備及び国立健康危機管理研究機構との連絡調整
 - ・ サーベイランスを通じて得られる感染情報の収集分析、発信

(2) 医療機関

- ・ 診療継続計画の策定
- ・ 県との医療措置協定等に基づく医療連携体制の整備
- ・ 症状を有する者に対する診断・治療
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬等の適正使用
- ・ ワクチン接種への協力
- ・ 自宅療養者への支援への協力

(3) 一般の事業者

- ・ 未発生期における職場の感染対策(発生時に備えた準備を含む)、重要業務の事業継続の準備
- ・ 発生時における一部事業の縮小
- ・ 特に多数の者が集まる事業を行う者は、感染防止のための措置の徹底

(4) 市民

- ・ 情報収集、個人レベルでの感染対策の実施
(咳エチケット、マスク着用、手洗い(手指消毒)、換気等)
- ・ 個人レベルにおける食料品・生活必需品・常備薬等の備蓄

第2章 各対策項目の考え方及び取組

第1 実施体制

1 準備期

新型インフルエンザ等の発生前から関係機関が一体となった取組を推進することが重要です。そのため、あらかじめ、業務継続計画(以下「BCP」という。)に基づき、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に必要な指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行います。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関との連携を強化します。

(1) 市行動計画等の策定

市は、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じ、見直していきます。策定や見直しを行う際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴きます。(健康課、関係課)

(2) 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を、平時から実施します。(危機管理室、健康課、関係課)

(3) 体制整備・強化

ア 市は、新型インフルエンザ等の発生時において、強化・拡充すべき業務を実施するために、必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、BCPを作成・変更します。(総務課、各課等)

イ 市は、「新型インフルエンザ等対策関係連絡本部会議(本部長:副市長)」を開催し、情報の収集と提供、発生防止策の徹底、準備状況の把握と確認など、各課が連携し、発生に備えた対応を行います。(健康課、危機管理室)

ウ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、国の研修の受講や訓練等を実施するとともに、保健部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行います。(健康課、こども家庭センター、危機管理室)

エ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成等を行います。(健康課、こども家庭センター、関係課)

(4) 県及び保健所等との連携強化

ア 市は、県、保健所及び指定(地方)公共機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施します。(健康課、危機管理室、関係課)

イ 市は、県、保健所及び指定(地方)公共機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と、情報交換等をはじめとした連携体制を構築します。(健康課、関係課)

ウ 市は、「3 対応期 (1) イ (イ)」に記載している特定新型インフルエンザ等対策(特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。)の代行や応援の具体的な運用方法について、県とあらかじめ調整し、着実な準備を進めます。(健康課、危機管理室)

2 初動期

新型インフルエンザ等の発生及び疑いの可能性がある事態を把握した際には、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要があります。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じた対策会議等を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施します。

(1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

ア 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合には、市は、対策本部を設置することを検討し、必要に応じて新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。(健康課、危機管理室)

イ 市は、必要に応じて、準備期を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進めます。(健康課、総務課)

ウ 市は、国内外での新型インフルエンザ等の発生を受けて国が講じた財政支援措置の内容も踏まえ、必要に応じて、地方債の発行等による財源を検討し、所要の準備を行います。(財政課、健康課、関係課)

3 対応期

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまでの間、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、

各種対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要です。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合には、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指します。

(1) 基本となる実施体制の在り方

市対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとります。

ア 対策の実施体制

- (ア) 市対策本部及び各対策班は、的確な情報収集を実施し、市民、関係機関、事業所等に対して迅速かつ的確な情報提供を行うことにより、感染拡大防止や社会・経済機能の維持を図ります。(関係課)
- (イ) 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講じます。(健康課、総務課、関係課)

イ 職員の派遣・応援への対応

- (ア) 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対して特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請します。(危機管理室、総務課、関係課)
- (イ) 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求めます。(危機管理室、関係課)

ウ 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて、地方債を発行して、財源を確保し、必要な対策を実施します。(財政課、健康課、関係課)

(2) 緊急事態措置の検討等について

ア 市は、緊急事態宣言がなされた場合、直ちに、特措法に基づく市対策本部を設置します。また、当該市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行います。(危機管理室、健康課)

イ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止します。(危機管理室、健康課)

第2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

1 準備期

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、県、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。このため、平時から、市民等の感染症に対する意識の把握に努め、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要があります。

具体的には、市民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めます。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民への情報提供・共有の項目や手段等について整理します。

(1) 新型インフルエンザ等の発生前における市民への情報提供・共有

ア 市は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い（手指消毒）、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、分かりやすい情報提供・共有を行います。

また、これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有に対する市民の認知度・信頼度が一層向上するよう努めます。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発します。（健康課、危機管理室、市長公室、関係課）

イ 保育施設や学校、職場等は、集団感染の発生により地域における感染拡大の起点となりやすいことから、子どもにも分かりやすい情報提供・共有等を含め、教育委員会や関係機関等と連携を図ります。

また、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、関係機関と連携し、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行います。（健康福祉部、教育委員会）

(2) 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴うことや、患者が受診行動を控える等、

感染症対策の妨げにもなること等について啓発します。(社会福祉課、健康課、関係課)

(3) 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

ア 市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、市民に情報提供・共有を行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理するとともに、市民が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有の方法等を整理します。(健康課、危機管理室、市長公室、関係課)

イ 市は、国からの要請を受けて、相談窓口等を設置する準備を進めます。(健康課、関係課)

2 初動期

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要があります。

具体的には、市民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、国及び県等が示す正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有します。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努めます。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民の不安の解消等に努めます。

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

ア 市は、国及び県から提供される、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等の情報について、市民が受け取る媒体やその受け止め方が千差万別であることを前提に、準備期にあらかじめ検討した方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行います。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて、啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発信するよう努めます。

また、市民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行います。(市長公

室、危機管理室、健康課、関係課)

- イ 市は、市民の情報収集の利便性向上のため、庁内関係課、国及び県、指定(地方)公共機関の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブサイトを立ち上げます。(市長公室、危機管理室、健康課、関係課)
- ウ 市は、県からの要請を受けて、市民への情報提供に努めます。特に、将来的な感染症の拡大・まん延を見据え、慢性疾患患者の定期薬の長期処方やオンラインやFAX処方等の受診方法があることを周知します。(健康課、市長公室、関係課)

(2) 情報提供・共有体制の構築等

- ア 市は、国及び県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、Q&Aの公表、市民向けの相談窓口の設置等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築します。
また、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有します。(健康課、市長公室、危機管理室、関係課)
- イ 市は、国からの要請を受けて、相談窓口等を設置します。(健康課、関係課)

(3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- 市は、準備期に引き続き、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではないこと等について、感染状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有します。
また、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を提供・共有することにより、市民が偽・誤情報に惑わされず、正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。(社会福祉課、健康課、関係課)

3 対応期

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民が適切に判断や行動できるようにすることが重要です。このため、市は、市民の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民の理解を深め、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を、迅速に分かりやすく提供・共有します。

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ア 市は、市民が情報を受け取る媒体やその受け止めは千差万別であることを前提に、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、利用可能なあらゆる

る情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行います。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努めます。

また、市民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行います。(市長公室、危機管理室、健康課、関係課)

イ 市は、準備期にあらかじめ整理した情報提供・共有の在り方を踏まえ、情報提供・共有を行います。(健康課、危機管理室、関係課)

ウ 市は、市民の情報収集の利便性向上のため、初動期に立ち上げた各種情報を一元的に総覧できるウェブサイトについて、感染状況の変化や、国や県等における対応の切替え等を踏まえ、市民に必要な最新情報を迅速に更新します。(市長公室、健康課、関係課)

エ 市は、県からの要請を受けて、市民への情報提供を強化します。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策等について情報提供するとともに、相談窓口や帰国者・接触者外来、医療体制等について周知を図ります。(健康課、市長公室、危機管理室、関係課)

オ 市は、国からの要請を受けて、相談窓口等を継続します。(健康課、関係課)

(2) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、初動期に引き続き、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではないこと等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有し、市民が偽・誤情報に惑わされず、正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。(社会福祉課、健康課、関係課)

第3 まん延防止

1 準備期

新型インフルエンザ等の発生時において、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護します。

また、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の協力を得るとともに理解促進に取り組みます。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に備えた理解や準備の促進等

ア 市は、平時から、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について、周知広報を行います。

その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図ります。(健康課)

イ 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い(手指消毒)、人混みを避ける等の基本的な感染対策について、平時から普及を図ります。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談窓口に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図ります。(健康課、関係課)

ウ 市は、平時から、新型インフルエンザ等と通常のインフルエンザ等の発熱性疾患とは区別が付きにくいことや、基礎疾患により重症化のリスクが高い場合には、通常の予防接種が重要である旨を周知します。(健康福祉部、関係課)

エ 市は、県と連携して、新型インフルエンザ等が発生した場合、食料品や生活必需品の流通、物流に影響が出ることも予想されることから、災害時と同様の食料品・生活必需品等の備蓄を促進します。特に、流行時に品切れが予想される不織布マスクは、家族分を考慮した一定量の備蓄を推奨します。(危機管理室、健康課)

(2) 学校

ア 新型インフルエンザ等に関する情報提供や、国内外・市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い

(手指消毒)、換気等一次予防の徹底を周知します。(教育総務課、学校教育課)

- イ 新型インフルエンザ等流行時、通常のインフルエンザ等の発熱性疾患は区別がつきにくいことから、通常のインフルエンザワクチンの予防接種が重要である旨を周知します。(教育総務課、学校教育課)
- ウ 発生早期から長期の学校休業措置やオンライン授業の実施が想定されることから、休業期間における教育・管理体制の検討や、オンライン授業の環境整備を行います。また、学校等の休業の要請等の対策について周知を図ります。(教育総務課、学校教育課)
- エ 学校において家きんを飼養している場合は、野鳥との接触回避や異常死があった場合には県に報告します。(教育総務課、学校教育課、農林課)

(3) 高齢者・障がい者世帯

- ア 市は、国や県からの要請に基づき、自治会等と連携して、高齢者のみで生活する世帯、障がい者の世帯など新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれのある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な生活支援(見回り、食料提供等)ができるよう、検討します。(社会福祉課、保険給付課)
- イ 市は、国や県からの要請に基づき、在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるように、介護サービス事業者等と連携を図ります。(保険給付課、社会福祉課)
- ウ 市は、通常のインフルエンザと新型インフルエンザ等とが同時に流行することに備え、医療機関への負荷軽減を図るため、通常のインフルエンザワクチンの予防接種が重要である旨を周知します。(健康福祉部、関係課)

2 初動期

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで、体制の整備を図るための時間を確保することにつながります。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内の患者数に収めることにつながります。

このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行います。

(1) 市内でのまん延防止対策の準備

- ア 市は、国からの要請を受けて、BCPに基づく対応の準備を行います。(総務課)

イ 市は、県と連携し、新型インフルエンザ等に関する情報提供や、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い(手指消毒)、換気等一次予防の徹底を周知します。また、まん延時の外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を準備するよう市民に呼び掛けます。(危機管理室、健康課、関係課)

(2) 学校

ア 新型インフルエンザ等に関する情報提供や、国内外・市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い(手指消毒)、換気等一次予防の徹底を周知します。(教育総務課、学校教育課)

イ 長期の学校休業措置に備え、休業期間における教育・管理体制の確認と実施準備を行います。また、学校等の休業の要請等の対策について周知を図ります。(教育総務課、学校教育課)

ウ 新型インフルエンザ等発生地域への渡航自粛について県からの要請があった場合は、迅速に対応します。(教育総務課、学校教育課)

(3) 高齢者・障がい者世帯

市は、県からの要請に基づき、新型インフルエンザ等に関する情報提供や、国内外・市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い(手指消毒)、換気等一次予防の徹底と生活必需品を準備するよう周知します。(健康福祉部)

3 対応期

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードや流行のピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護します。また、状況に応じて、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図ります。

(1) 市内でのまん延防止対策の継続

市は、市民に対し、換気、マスク着用の咳エチケット、手洗い(手指消毒)、人混みを避ける等一次予防の徹底を継続して周知します。また、感染拡大時の外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を準備するよう市民に呼び掛けます。(危機管理室、健康課、関係課)

(2) 学校

- ア 市は、県と連携し、感染状況、病原体の性状等を踏まえ、必要に応じて、学校等における感染対策の実施に関する情報提供・共有を行います。
また、地域の感染状況等を踏まえ、必要に応じて、県が示す目安に基づき、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)等を適切に行います。(教育総務課、学校教育課)
- イ 市は、新型インフルエンザ等発生地域への旅行等の自粛について県からの要請があった場合は、迅速に対応します。(教育総務課、学校教育課)
- ウ 市内小中学校に対し、不特定多数の者が集まる活動の自粛、臨時休業等の延長を行うよう協力を求めます。(教育総務課、学校教育課)

(3) 高齢者・障がい者世帯

- ア 市は、国や県からの要請に基づき、医療に関する相談及び生活支援の準備を行います。(健康福祉部)
- イ 市は、国や県からの要請に基づき、新型インフルエンザ等に関する情報提供や、国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い(手指消毒)、換気等一次予防の徹底を周知します。(健康福祉部)
- ウ 市は、国や県からの要請に基づき、在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるよう、介護の際に新型インフルエンザ等を感染させることのないよう、介護サービス事業者等に対し指導の徹底を図ります。(健康福祉部)
- エ 市は、国や県からの要請に基づき、感染拡大状況に応じ、速やかに必要な生活支援(見回り、食料提供等)を行います。(健康福祉部)

第4 ワクチン

1 準備期

新型インフルエンザ等の発生時に、ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内の患者数に収めるよう努めることは、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限にとどめることにつながります。このため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進めます。

(1) ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備します。

(健康課)

表1 予防接種に必要な資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S・M・L) <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。 代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	【文房具類】 <input type="checkbox"/> ボールペン(赤・黒) <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】 <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

(2) ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たり、ワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、市内医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておきます。(健康課)

(3) 接種体制の構築

ア 接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに接種体制を構築できるように、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行います。(健康課)

イ 特定接種

(ア) 特定接種の対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の職員については、国からの要請を受けて、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制を構築します。(総務課、健康課)

(イ) 特定接種の対象となり得る市の職員については、市が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告します。(総務課、健康課)

ウ 住民接種

平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行います。(健康課)

(ア) 市は、国及び県の協力を得ながら、市民に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります。(健康課)

a 市は、住民接種については、国や県等の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下の事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等と連携の上、接種体制について検討します。また、必要に応じて、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行います。(健康課)

(a) 接種対象者数

(b) 市の人員体制の確保

(c) 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

(d) 接種場所(医療機関、健康センター、必要に応じ公共施設等)

- の確保及び運営方法の策定
- (e) 接種に必要な資材等の確保
 - (f) 国、県及び市町村間や、地域医師会等の関係団体への連絡体制の構築
 - (g) 接種に関する住民への周知方法の策定
- b 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行います。また、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係機関等と連携し、接種体制を検討します。(健康課)

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計(総人口)	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計(1-6歳未満)	D	
乳児	人口統計(1歳未満)	E1	
乳児保護者※	人口統計(1歳未満) ×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計(6歳-18歳未満)	F	
高齢者	人口統計(65歳以上)	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

※ 乳児(1歳未満の者)が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算します。

- c 市は、医療従事者の確保について、接種方法(集団的接種個別接種)や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定します。特に、集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、個別接種と集団的接種のいずれの場合も、医

師会等の協力を得て、接種体制の構築を図ります。(健康課)

d 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤(調製)場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討します。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮します。(健康課)

(イ) 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進めます。(健康課)

(ウ) 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進めます。(健康課)

(4) 情報提供・共有

ア 住民への対応

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy^{注1}」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されています。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者(小児の場合)等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供などの取組を進めます。(健康課)

イ 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体と連携し、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を県の支援のもとに行います。(健康課)

ウ 全庁的な連携

市は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び全庁的な連携及び協力が重要であり、その強化を図ります。

注1 The reluctance or refusal to vaccinate despite the availability of vaccines (WHO: The threats to global health in 2019) 日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」等が使われている。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、市教育委員会との連携を進め、必要に応じて学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知等、予防接種施策の推進に資する取組に努めます。(健康課、教育委員会、関係課)

(5) DXの推進

- ア 市は、市が活用する予防接種関係のシステム(健康管理システム等)が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行います。(健康課、総務課)
- イ 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進めます。なお、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があります。(健康課、総務課)
- ウ 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組みます。(健康課、総務課)

2 初動期

準備期から計画した接種体制等を活用し、速やかな予防接種へとつなげます。

(1) ワクチンの接種に必要な資材接種体制

市は、「第4-1(1)表1」において必要と判断し準備した資材について、適切に確保します。(健康課)

(2) 接種体制

ア 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行います。(健康課)

イ 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は、医師会等

の協力を得て、その確保を図ります。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行います。(健康課)

ウ 住民接種

- (ア) 市は、接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始します。(健康課)
- (イ) 接種の準備に当たっては、予防接種担当課の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回ることが見込まれるため、組織・人事管理担当課なども関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行います。(総務課、健康課)
- (ウ) 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行います。また、予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局及び福祉事務所と連携し、取り組みます。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討します。(健康課)
- (エ) 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は、医師会等の協力を得て、その確保を図ります。(健康課)
- (オ) 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会、近隣市町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行います。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、医療機関以外の公共施設等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行います。(健康課)
- (カ) 市は、高齢者施設、障がい者施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県の介護保険部局等、医師会等の関係機関と連携し、接種体制を構築します。(健康福祉部)
- (キ) 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討し、医療従事者以外の運営要員の確保を進めます。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の

本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行います。(健康課)

- (ク) 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行います。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定します。(健康課)

【医療従事者等の数の例】

- a 予診を担当する医師 1名
 - b 接種を担当する医師又は看護師 1名
 - c 薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等 1名
- ※a～cで1チーム
- d 接種後の状態観察を担当する者(看護師等の医療従事者) 1名
 - e 検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などを担当する事務職員

- (ケ) 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための「第4 1 (1) 表1」の救急処置用品が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行います。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保します。

また、救急処置用品やアルコール綿、医療廃棄物容器等の準備・備蓄については、あらかじめ関係機関と協議の上、事前の準備を進めます。具体的に必要物品としては、「第4 1 (1) 表1」のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討します。(健康課)

- (コ) 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じます。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する

る法律(昭和 45 年法律第 137 号)の基準を遵守します。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について相談します。(健康課)

- (サ) 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮します。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行います。(健康課)

3 対応期

あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施します。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用を行います。

(1) ワクチンや必要な資材の供給

- ア 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行います。(健康課)
- イ 市は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、各市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行います。(健康課)
- ウ 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行います。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因となることもあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行います。(健康課)
- エ 市は、国からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行います。(健康課)

(2) 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行います。

ア 特定接種

国が、新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。(健康課)

イ 住民接種

(ア) 予防接種体制の構築

- a 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めます。(健康課)
- b 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討します。(健康課)
- c 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材(副反応の発生に対応するためのものを含む。)等を確保します。(健康課)
- d 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場での感染防止対策を図ります。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行います。(健康課)
- e 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行います。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考慮します。(健康課)
- f 市は、高齢者施設、障がい者施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の関係機関、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保します。(健康福祉部)

(イ) 接種に関する情報提供・共有

- a 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行います。(健康課)
- b 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知します。なお、スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応します。(健康課)
- c 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知します。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施します。(健康課)

(ウ) 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて健康センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討します。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の関係機関や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保します。(健康課)

(エ) 接種記録の管理

国、県及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。(健康課)

(3) 健康被害救済

- ア 市は、予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、天童市予防接種健康被害調査委員会を開催します。(健康課)
- イ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行います。(健康課)

(4) 情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種

に係る情報について住民への周知を行います。また、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行います。

パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組みます。

ア 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口等の連絡先など、接種に必要な情報を提供します。(健康課、関係課)

イ 住民接種に係る対応

(ア) 市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じます。(健康課、関係課)

(イ) 特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想されます。(健康課、関係課)

a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まります。

b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られます。

c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになります。

d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得ます。

(ウ) これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意します。(健康課、関係課)

a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えます。

b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えます。

c 接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えます。

第5 保健

1 準備期

感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築します。また、収集した感染症に係る情報を市民と共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成し、有事に備えます。(健康課)

2 初動期

感染拡大のリスクを低減するため、市民の理解や協力を得らえるよう、情報提供体制を整えます。(健康課)

3 対応期

新型インフルエンザ等の発生時に、市は県の要請に応じて、地域の関係機関と連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護します。

(1) 健康観察及び生活支援

ア 市は、県が実施する健康観察に協力します。(健康課、こども家庭センター、関係課)

イ 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力します。(健康課、こども家庭センター、関係課)

第6 物資

1 準備期

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものです。そのため市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにします。

(1) 感染症対策物資の備蓄

ア 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認します。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます。(健康課、関係課)

イ 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めます。(消防本部)

2 初動期

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。そのため市は、感染症対策物資等の需給状況の確認等を行うことにより確保に努めます。(健康課、関係課)

3 対応期

初動期に引き続き、市は、感染症対策物資等の確保に努めます。(健康課、関係課)

第7 市民生活及び市民経済の安定の確保

1 準備期

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、まん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、情報の提供・共有を行い、必要な準備を行うことを呼びかけ、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備します。

(1) 情報提供・共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、平時のうちから有事に必要となる情報提供・共有体制を整備します。(危機管理室、健康課、関係課)

(2) 支援の実施に係る仕組みの整備

ア 市は、新型インフルエンザ等発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行います。

その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにします。(総務課、関係課)

イ 市は、県からの要請を受けて、感染拡大時を見据え、平時から高齢者、障がい者等の要配慮者の把握と生活支援の内容や支援体制の整備を図ります。(社会福祉課、保険給付課、関係課)

(3) 物資及び資材の備蓄

ア 市は、市行動計画に基づき、平時から備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄します。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます。(危機管理室、健康課、関係課)

イ 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを呼びかけます。(危機管理室、健康課)

(4) 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請に基づき、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておきます。(健康福祉部)

(5) 火葬体制の構築

ア 市は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるようにします。その際には戸籍事務担当課等の関係機関との調整を行うものとし、(生活環境課、市民課)

イ 市は、県と連携し、個人防護具や天童市斎場(以下「斎場」という。)での納体袋等の消耗品を確保できるよう準備します。(生活環境課)

2 初動期

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のため必要となる感染対策等の準備を呼びかけます。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保します。

(1) 事業継続に向けた準備等

市は、BCPに基づき、職場における感染防止対策等の対応を実施し、業務の継続に努めます。(総務課、関係課)

(2) 遺体の火葬・安置

市は、国からの要請に基づき、斎場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置する臨時遺体安置所を確保できるよう準備します。(生活環境課)

3 対応期

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行います。また、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行うことにより、市民生活及び社会経済活動の安定を確保します。

(1) 市民生活の安定の確保を対象とした対応

ア 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等)を講じます。(健康福祉部)

イ 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請に基づき、高齢者、障がい者等の要配慮者^{注2}等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行います。(健康福祉部、消防本部)

ウ 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行います。(学校教育課、教育総務課)

エ 生活関連物資等の価格の安定等

(ア) 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。(商工観光課、産業立地室、関係課)

(イ) 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報提供・共有に努めるとともに、必要

^{注2}要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考)要配慮者への対応」を参照すること。

に応じて、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。(生活環境課、関係課)

- (ウ) 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講じます。(経済部、関係課)
- (エ) 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資や役務、又は市民経済上重要な物資や役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じます。(商工観光課、産業立地室、生活環境課、関係課)

オ 埋葬・火葬の特例等

- (ア) 市は、国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させます。(生活環境課)
- (イ) 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとします。また、斎場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行います。(生活環境課)
- (ウ) 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行います。(生活環境課)
- (エ) 市は、国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。(生活環境課)
- (オ) 市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保します。(生活環境課、総務課)
- (カ) 市は、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めます。(生活環境課)
- (キ) 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行

うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行います。(生活環境課)

(2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

ア 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等の発生・拡大や、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置やその他の必要な措置を、公平性に留意し、効果的に講じます。(経済部、関係課)

イ 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

水道事業者である市は、市行動計画及びBCPに基づき、新型インフルエンザ緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。(上下水道事業所)

【用語解説】

※アイウエオ順

○ 医療措置協定

感染症法第 36 条の3第1項に基づき、県と県内医療機関との間で締結される協定。

今後、新型コロナウイルス感染症のような感染症危機が発生した場合、本協定に定めるところにより、医療機関が病床確保、発熱外来の設置及び自宅療養者への支援等を実施する。

○ インフルエンザウイルス

人に感染するインフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのは A 型のみである。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。)

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症対策物資等

感染症法第 53 条の 16 第1項に規定する医薬品(薬機法第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、个人防护具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

○ 基本的対処方針

特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

○ 業務継続計画(BCP)

不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤、およびキャップ依存性エンドヌクレアーゼ阻害薬の2つの種類がある。

○ 緊急事態宣言

特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

○ 緊急事態措置

特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

○ 国立健康危機管理研究機構(JIHS)

国立健康危機管理研究機構法に基づき、内閣感染症危機管理統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025年4月に設立された国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。

○ 個人防護具(Personal Protective Equipment:PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等)に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定(地方)公共機関

特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

○ 住民接種

特措法第 27 条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に感染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行(パンデミック)となるおそれがある。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 新興感染症

かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○ 双方向のコミュニケーション

地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、政府による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

○ DX(デジタルトランスフォーメーション)

DXとは、「Digital Transformation(デジタルトランスフォーメーション)」の略であり、デジタル技術を活用して人々の生活をあらゆる面でより良い方法に変化すること。

○ 特定新型インフルエンザ等対策

特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。

○ 特定接種

特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、政府が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。）。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ パルスオキシメーター

皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が

国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)。

○ まん延防止等重点措置

特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、政府が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

○ リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

天童市インフルエンザ等対策行動計画

平成26年3月

令和8年 月(変更)

■発行 天童市

■編集 天童市総務部危機管理室

天童市健康福祉部健康課

〒994-8510 天童市老野森 1-1-1

T023-654-1111 F023-658-8547
